

平成 12 年建設省告示第 1380 号

「耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件」改正案

新	旧
<p>(略)</p> <p>第3 令第115条の2の2第1項第一号イ及びロに掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イ (略)</p> <p>ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。</p> <p>(1) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張り、その上に厚さが50mm以上のロックウール(かさ比重が<u>0.024以上</u>のものに限る。以下同じ。)又はグラスウール(かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。)を張ったもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 令第115条の2の2第1項第一号イ及びロに掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イ (略)</p> <p>ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。</p> <p>(1) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張り、その上に厚さが50mm以上のロックウール(かさ比重が<u>0.04以上</u>のものに限る。以下同じ。)又はグラスウール(かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。)を張ったもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>